

令和2年度

# 定期監査結果報告

守口市監査委員

# 目 次

1	監査の概要	1
2	監査の結果	
	総括	2
	個別事項	
	〔前期〕	
	水道局	
	共通事項	3
	お客さまセンター（総務課）	3
	総務課	6
	配水課（総務課）	8
	浄水課（総務課）	8
	〔後期〕	
	環境下水道部	
	環境対策課	12
	廃棄物対策課	12
	下水道管理課	15
	下水道施設課	16

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種類

財務監査

### (2) 監査の実施期間

[前期]

令和2年9月から同年11月

[後期]

令和2年12月から令和3年2月

### (3) 監査の対象期間

[前期・後期]

令和2年1月から同年7月

### (4) 監査の対象部局

[前期]

水道局…お客さまセンター、総務課、配水課、浄水課

[後期]

環境下水道部…環境対策課、廃棄物対策課、下水道管理課、  
下水道施設課

### (5) 監査の実施方法

[前期・後期]

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、収支関係書類（調定決議書、支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

## 2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

### <総括>

今般の定期監査は、令和2年度から4年間の周期で実施する、監査計画の初年度分となる。この監査計画は、従前のおり、全部局を対象に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、効率性、ひいては総合的な見地からの適正性の観点から実施するものである。加えて今回は、平成29年の地方自治法の一部改正に伴い、本市監査委員としても令和2年4月1日から施行した監査基準に沿っての初回の監査でもある。

本年度の特徴としては、契約・文書事務において、実施根拠の随時の改定に伴う処理方法の変化に適応できていない事例や、例外的な処理方法を採用する場合の事務手順に対する認識が不足している事例が少なからず見受けられた。これはつまり、全庁的に広く行われている手続であっても、その理解が徹底されていない実態が表面化しているものである。したがって、各業務担当部局にあっては、各業務統制部局と連携を密にするとともに、常日頃から情報収集を怠らず、状況の変化に対して柔軟かつ即座に対応できる組織を構築することが要請される。

また、過去の定期監査で指摘した事項に基づく措置が講じられている点は評価に値するが、監査・指摘対象でなかった一部の業務に関し、未だに類似の誤りが見受けられるため、講じた措置が効果的かつ普遍的に機能しているかを絶え間なく検証することも重要であると思われる。

今後は、前述した監査基準に則り、定期監査に限らず決算審査や例月出納検査も含めたあらゆる機会を横断的に活用しながら、リスクを勘案した指導を行っていく所存であるが、こうした取り組みが、各部局での業務の適正化を達成する当事者としての自覚を促し、処理手順の定型化・自動化などを通じて、本市における持続可能な業務体制の実現に寄与することを期待するものである。

## (水道局)

### **共通事項**

- 1 図面等の情報提供に係るコピーの実費徴収において、その費用負担となる額の根拠が明確でなかった。
- 2 少額の随意契約（特命）を行うにあたり、根拠法令の記載が不十分であった。
- 3 50万円以上の随意契約をする場合の見積依頼については、見積依頼書によって相手方に依頼することとされているが、その依頼書が作成されていなかった。
- 4 「契約伺書」や「工事施行伺」、「物品購買・修繕要求書」等の様式を用いて帳票処理を行っているが、文書事務提要に定められた法制文書課への事前の届出を行っていなかった。
- 5 物品購入や軽微な修繕の際に使用されている「物品購買・修繕要求書」において、契約方法や予定金額等が記載されていないものが散見された。
- 6 予定価格書を作成する場合、予定価格欄には消費税及び地方消費税込みの金額を記載し、入札（見積）書比較価格欄には消費税及び地方消費税抜きの金額を記載することとされているが、単価契約における予定価格書について、予定価格欄・入札（見積）書比較価格欄ともに消費税及び地方消費税抜きの金額が記載されていた。
- 7 令和2年度の契約において、約款が改正後の民法に対応した内容となっていないかった。
- 8 守口市水道局事務決裁規程（以下「水道局決裁規程」という。）において、業務委託の設計及び検査に関することが定められていないため、その決裁区分についての妥当性が判断できなかった。

### **お客さまセンター（総務課）**

- 1 水道料金の不納欠損等に係る債権管理において、次の事項が見受けられた。

(1) 「簡易配当に係る振込依頼書」、「破産債権届出書」、「債権調査票」等の送付に係る起案文書において、決裁日や施行日が正確に記載されていないものが散見された。

また、振込依頼書の提出に係る送付文書の提出日と振込依頼書の提出日に、不適切なものがあつた。【お客さまセンター所管分】

(2) 簡易配当に係る振込依頼書等の決裁文書に公印が押印されていた。

【お客さまセンター所管分】

(3) 債務者から水道料金時効援用書が提出されているが、收受を行っていないか。【お客さまセンター所管分】

2 給水装置工事の施工管理において、次の事項が見受けられた。

(1) 設計審査手数料は、守口市水道条例第36条により、設計審査の申込みの際に徴収することとされているが、申込みから1～2か月遅れて徴収しているものが散見された。【お客さまセンター所管分】

(2) 指定給水装置工事事業者が行う水圧試験の実施日に、不適切なものがあつた。【お客さまセンター所管分】

3 給配水管等の破損・漏水に係る修繕業務について、修繕工事施工票の収入年月日欄に公印が押印されていた。

また、工事負担者の記載欄が空白であつた。【お客さまセンター所管分】

4 上下水道料金システム・検針システム・OCRシステムの各賃貸借契約において、次の事項が見受けられた。

(1) 検針システム賃貸借契約において、設計書と内訳書で異なる設計金額が記載されていた。【お客さまセンター所管分】

(2) 各システムの賃貸借契約において、守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第21条第7号の規定により契約保証金を免除する場合は、契約保証金免除理由書を添付することとされているが、添付されていなかった。【総務課所管分】

(3) 各システムの賃貸借契約において、契約締結起案中に、システムの保守

を当該システムの開発会社に行わせようとする旨の記載があるが、契約書等には明記されていなかった。

また、契約規則第17条第1項第7号及び同項第10号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「検査」及び「瑕疵担保責任」（改正後の民法における契約不適合責任）が、契約書中に含まれていなかった。

【総務課所管分】

5 管路管理及び関連機器賃貸借契約において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約方法として3者による指名競争入札を行う予定であったところ、2者が辞退したことから随意契約（特命）としているが、その適用条項が不適切であった。【総務課所管分】

(2) 契約規則第21条第7号の規定により契約保証金を免除する場合は、契約保証金免除理由書を添付することとされているが、添付されていなかった。【総務課所管分】

(3) 契約締結起案中に、システムの保守を当該システムの開発会社に行わせようとする旨の記載があるが、契約書等には明記されていなかった。

また、契約規則第17条第1項第7号及び同項第10号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「検査」及び「瑕疵担保責任」（改正後の民法における契約不適合責任）が、契約書中に含まれていなかった。

【総務課所管分】

6 給水管工事において、単価契約の実施起案に係る決裁区分を「課長専決」としているが、発注予定額を水道局決裁規程に照らすと「局長専決」であった。【お客さまセンター所管分】

7 道路舗装本復旧工事の請負契約において、次の事項が見受けられた。

(1) 単価契約の実施起案について、決裁区分を「課長専決」としているが、発注予定額を水道局決裁規程に照らすと「局長専決」であった。

【お客さまセンター所管分】

(2) 契約先から見積書を徴していなかった。【総務課所管分】

(3) 施工の際、道路法第32条第2項の規定に基づき、守口市長に対し道路占用許可申請書を提出しているが、その関係書類中に公印を押印した道路占

用許可申請書が編綴されていた。【お客さまセンター所管分】

## **総務課**

- 1 氷蓄熱ビル用マルチエアコンの保守点検業務委託契約において、契約書中の消費税及び地方消費税についての記載内容に誤りがあった。
- 2 財務会計システムソフトウェア保守業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約規則第21条第3号により契約保証金を免除する際には、実績を証明する契約書の写しを添付することとされているが、その写しが添付されていないかった。
  - (2) 業務完了後、契約先に公印を押印した検査調書を交付することとなるが、公印使用印及び契印が押印されていないかった。
- 3 現金等集配金業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 委託料は毎月払とされているが、契約書中の月額記載に整合性がなかった。
  - (2) 契約規則第17条第1項第7号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「検査」が、契約書中に含まれていなかった。
  - (3) 契約規則第21条第3号により契約保証金を免除する際には、実績を証明する契約書の写しを添付することとされているが、その写しが添付されていないかった。
  - (4) 消費税及び地方消費税の増税に伴う変更契約が締結されていたが、台帳に公印使用印が押印されていないかった。
- 4 庁内情報機器等の保守委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約伺書に予定価格書が添付されていないかった。
  - (2) 契約保証金は契約規則第21条第1号により免除されていたが、履行保証



証券が添付されていなかった。

5 水道局庁舎清掃管理業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。

(1) 入札時に入札書記載金額の基となった内訳書の提出を求めている入札では、開札時に内訳書の提出がない場合には無効となるが、落札業者ではないものの、内訳書が提出されていないものがあった。

(2) 契約業者から、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を徴しているが、様式上必要とされている代表者の生年月日及び業務名が記載されていなかった。

6 ガスの単価契約において、業者から単価に基づく見積書を徴していたが、予定価格書は単価ではなく、総価に基づき作成されていた。

7 産業廃棄物の収集運搬及び処理業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。

(1) 事業実施についての起案処理が行われる前に、見積依頼についての起案処理が行われていた。

(2) 随意契約の特命理由書に記載の根拠法令及び契約伺書に記載の契約方法に誤りがあった。

(3) 契約伺書に予定価格書が添付されていなかった。

(4) 契約規則第21条第3号により契約保証金を免除する際には、実績を証明する契約書の写しを添付することとされているが、その写しが添付されていなかった。

(5) 契約書において、参照先として記載された文書が存在しなかった。

8 公用車の車検に係る事務処理において、次の事項が見受けられた。

(1) 見積依頼書に依頼日及び提出期限が記載されていなかった。

(2) 年度当初に車検対象車両の見積書を徴して契約業者を決定しているが、車検受検時に再度見積書を徴していた。

## **配水課（総務課）**

- 1 測量業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第3号を適用しているが、その根拠として添付された契約業者の過去の契約書の写しが、同号にいう『過去2年間』のものではなかった。【総務課所管分】
  - (2) 「工事・委託関係文書台帳」上で処理されている文書の内、契約業者に対して発する測量業務の「指示書」の2件において、公印使用印が台帳に押印されていなかった。【配水課所管分】
- 2 旧取水施設撤去工事に伴う移植作業等の委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約先から徴した見積書において、積算過程での不明な点が散見された。【総務課所管分】
  - (2) 業務内容の変更に伴い、契約先から提出された「受書」において、参照先の契約条項に係る記載を誤っていた。【配水課所管分】
- 3 道路舗装本復旧工事契約において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に締結されていた。【総務課所管分】

## **浄水課（総務課）**

- 1 浄水場の電気需給契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 随意契約により業者を決定しているが、契約締結起案に記載された適用条項が不十分であった。また、特命理由書が添付されていなかった。【浄水課所管分】
  - (2) 契約書に公印が押印されていなかった。また、契約書には押印が不要で

ある契印が押印されていた。【浄水課所管分】

- 2 2号ポンプ井の配管修理に係る契約書中に、契約規則第17条第1項第6号に基づき記載しなければならない事項である「支払の時期」が含まれていなかった。【総務課所管分】
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約規則第21条第7号の規定により契約保証金を免除する場合は、契約保証金免除理由書を添付することとされているが、添付されていなかった。【総務課所管分】
  - (2) 契約規則第17条第1項第4号及び同項第7号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「契約保証金」及び「検査」が、契約書中に含まれていなかった。【総務課所管分】
  - (3) 台帳処理を行うに当たり、契約先に交付する検査調書が台帳上だけでなく帳票上でも決裁され、公印使用印についても台帳上だけでなく帳票上にも押印されていた。【浄水課所管分】
- 4 オゾン発生装置の保守点検整備業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約金額が500万円を超える場合、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を市に提出するよう求めることとされているが、誓約書が提出されていなかった。【総務課所管分】
  - (2) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に締結されていた。【総務課所管分】
  - (3) 台帳処理を行うに当たり、契約先に交付する検査調書が台帳上だけでなく帳票上でも決裁され、公印使用印についても台帳上だけでなく帳票上にも押印されていた。【浄水課所管分】
- 5 15～20号池伝送装置更新工事の請負契約において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約先から提出された工事物件引渡書に引渡日が記載されていなかった。  
【浄水課所管分】
  - (2) 台帳処理を行うに当たり、契約先に交付する検査調書が台帳上だけでなく帳票上でも決裁され、公印使用印についても台帳上だけでなく帳票上にも押印されていた。【浄水課所管分】
- 6 産業廃棄物処理業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約書中の支払条件に関する記載内容に整合性がなかった。また、契約規則第17条第1項第7号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「検査」が、契約書中に含まれていなかった。【総務課所管分】
  - (2) 債務負担行為として予算措置されておらず、長期継続契約にも該当しないが、契約書に自動更新条項が設けられていた。【総務課所管分】
- 7 粒状活性炭入替委託契約において、契約先から徴する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の誓約日が、契約締結日より前の日付となっていた。【総務課所管分】
- 8 浄水場運転管理他業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
- (1) 入札参加申込事業者から「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」が提出されており、受付印が押印されていたが、文書としての收受処理が行われていなかった。【総務課所管分】
  - (2) 入札参加資格の審査依頼についての起案や、条件付き一般競争入札通知書の通知についての起案に決裁日や施行日の記載、発送文書への発送日の記載、公印使用印の押印等がされていなかった。【総務課所管分】
  - (3) 契約先から徴する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」には、契約先の記名押印が必要とされているが、押印がされていなかった。  
【総務課所管分】
- 9 デマンド監視装置の使用契約において、債務負担行為として予算措置されておらず、長期継続契約にも該当しないが、契約書に自動更新条項が設けられていた。【総務課所管分】

10 水道用薬品の単価契約において、次の事項が見受けられた。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第9号を根拠として随意契約を行う場合は、同条第3項において、落札金額の制限内で行うものと定められているが、落札金額の制限内ではなく、新たに取得した見積額により契約が締結されていた。【総務課所管分】
- (2) 契約書（案）に添付されていたポリ塩化アルミニウムに関する仕様書が、契約書の原本には添付されていなかった。【総務課所管分】
- (3) 契約書に契約締結日が記載されていなかった。【総務課所管分】
- (4) 納品後、契約先に交付する検査調書に契印が押印されていなかった。【浄水課所管分】

**<後期個別事項>**  
**(環境下水道部)**

**環境対策課**

- 1 守口市猫不妊・去勢手術費補助事業において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 守口市猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第9条において、交付決定を受けた申請者は、不妊・去勢手術を行い、交付決定日から原則として『60日以内』に、実績報告書を市長に提出しなければならないと定められているが、60日を過ぎて提出されているものがあった。
  - (2) 補助金額は、実績報告書に添付された領収書等に基づき決定されるが、その添付文書に照らすと、交付決定額の算出を誤っているものがあった。
  - (3) 猫の性別の誤認を理由に、申請者から変更交付申請が行われているが、変更交付決定額が変更前の交付決定額と同額となっているものがあった。
  - (4) 申請者に通知しなければならない「守口市猫不妊・去勢手術費補助金額確定通知書」の原本が簿冊に綴られていた。
- 2 衛生害虫等の駆除業務に係る委託契約において、指名競争入札に係る予定価格書の作成者が、守口市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）に照らすと不適切であった。

**廃棄物対策課**

- 1 再生資源（粗大鉄等）の売買契約において、予定価格書に入札書比較価格欄が設けられていなかった。
- 2 使用済小型電子機器等の売り払い契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約業者は、前月に引き渡しを受けた総量を翌月10日までに市に報告することとされているが、10日を過ぎて報告書が提出されているものがあった。
  - (2) 売却代金の納付通知は、契約業者から提出された前月分の報告書を確認

した後に、納入通知書及び内訳書を送付することにより行われているが、それぞれの起案日や決裁日、通知日が不適切であった。また、内訳書に納入期限が記載されているが、納入通知書と異なる期限が記載されているものがあった。

3 一般廃棄物処理業の許可業者等からクリーンセンターに持ち込まれるごみの処理手数料徴収において、次の事項が見受けられた。

(1) 手数料の請求に当たっては、台帳により文書番号を付番し、明細書を作成して納付書とともに相手方に送付しているが、明細書に文書番号が記載されていなかった。

(2) 手数料の請求起案における金額の基準として、誤った根拠法令が記載されていた。

4 多量排出ごみの処理手数料徴収において、次の事項が見受けられた。

(1) 発行された納付書の内、調定処理がされていないものがあった。

(2) 守口市予算決算及び会計規則（以下「会計規則」という。）第39条において、『歳入徴収者は、納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、納期限後30日以内に督促状により督促をしなければならない。』と定められているが、規定どおりに督促されていなかった。

5 粗大ごみ処理券の販売手数料徴収において、次の事項が見受けられた。

(1) 粗大ごみ処理券の在庫状況について、収納事務の各受託者が提出した「守口市粗大ごみ処理券収納事務実績報告書」と、廃棄物対策課が作成した「守口市粗大ごみ処理券管理台帳」で相違しているものが散見された。

(2) 守口市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第8条第4項において、『納付期限は、「納入通知書」の送付日の翌日から起算して20日までとする。』と定められているが、その期限が所定の日数を過ぎて設定されていた。

6 行政財産目的外使用料徴収において、次の事項が見受けられた。

(1) 「行政財産目的外使用許可申請書」に使用期間が記載されていないもの

があった。

- (2) 電柱等を設置する目的で行政財産を使用させるときに準用することとされている守口市道路占用料条例第3条において、『占用料は、占用を許可したときに、占用の期間に係る分を一括して徴収する』ものとされているが、行政財産目的外使用許可書の通知日より後に使用料の納入通知書が作成されているものや、納期限を過ぎて納付されているものがあった。
- 7 牛乳パックの再生品利用促進啓発業務の委託契約において、受託者は、再生品利用促進事業活動を年度内に3回以上実施し、活動を実施した日の翌月15日までに「再生品利用促進事業実施報告書」により市に報告しなければならないとされているが、報告書は活動日ごとではなく、年度末に委託期間分がまとめて作成・提出されていた。
  - 8 粗大ごみ処理業務の委託契約において、次の事項が見受けられた。
    - (1) 仕様書において『当月分の支払対象となる数量の確定は最終処分が完了した時点とする』とされているが、最終処分は数か月分がまとめて行われているため、ストックヤードから受託者の処理施設へ搬入した時点で数量を確定し、毎月分の委託料が支払われていた。
    - (2) 毎月分の業務完了後に提出することとされている書類の内、「要破碎処理物の運搬量及び処分量の集計表」及び「ストックヤードからの搬出時に発行した計量票」が提出されていなかった。
  - 9 多量排出ごみ収集業務の委託契約において、毎月の業務完了後、その履行について「多量排出ごみ報告書」により報告することとされており、同報告書は、ごみの種別ごとの重量及び全体の合計重量を記載する様式となっているが、ごみの種別ごとの重量が記載されておらず、合計重量のみの記載となっていた。
  - 10 小動物死体処理業務の委託契約において、市が指定する場所から動物の死体を引き取り、焼却処理を行った後、焼却灰を指定する場所に搬入することが業務内容とされているが、焼却灰の搬入確認前に委託料が支払われていた。
  - 11 市民持ち込みヤード開閉屋根設置工事の請負契約において、次の事項が見受けられた。



- (1) 50万円以上の随意契約をする場合の見積依頼については、見積依頼書によって相手方に依頼することとされているが、その依頼書が作成されていなかった。
  - (2) 台帳処理を行うに当たり、法制文書課へ事前に届け出ている様式と異なる様式の台帳が使用されていた。また、機構改革により所属名が変更された際に、文書番号の前に付すこととされている首字についても、法制文書課へ届け出て変更するべきところ、変更されていなかった。
- 12 処理困難物（スプレー缶）処理業務の委託契約において、業務完了時に提出することとされている業務写真が提出されていなかった。
  - 13 大規模集合住宅に係る可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集業務の委託契約において、仕様書では業務の再委託を禁止する旨が記載されていた一方、契約書ではあらかじめ市の書面による承諾を得た場合には認める旨が記載されていた。
  - 14 ペットボトルの再資源化選別業務の委託契約において、受託者は毎月「ペットボトル再資源化選別業務月別内訳報告書」により業務の報告を行うこととされているが、同報告書の提出前に検査調書が交付されていた。

## **下水道管理課**

- 1 寝屋川に係る河川施設の操作等委託料徴収において、調定決議書の決裁区分が部長専決とされていたが、決裁規程に照らすと正しくは課長専決であった。
- 2 下水道台帳コピー代の徴収において、半月ごとの納付分をまとめて処理する調定決議書に、会計規則第25条第2項に定められた『各納入義務者の住所、氏名及び徴収すべき金額を記載した内訳書』が添付されていなかった。
- 3 マンホールトイレ設置工事において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に締結されていた。
- 4 小型特殊車両に係る特定自主検査において、契約締結の段階で必要となる所定の起案処理が行われていなかった。

- 5 公営企業会計システムハードウェア保守契約において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約書中の保守作業時間帯に関する条文において、作業時間の引用元として記載された条文に誤りがあった。
  - (2) 契約書中の契約代金の支払に関する条文において、請求方法の引用元として記載された条文に誤りがあった。
  - (3) 契約規則第17条第1項第7号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「検査」が、契約書中に含まれていなかった。
- 6 守口処理場No.1 流入ゲート補修工事において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に締結されていた。
- 7 市境界に接する水路等の維持管理に関する協定書に基づく管理分担金において、会計規則第45条第2号別表第1中の『法令等に基づくもの』に当たるにもかかわらず、支出負担行為の手続が支出命令の手続に併せて行われていなかった。

#### **下水道施設課**

特段の指摘事項は見受けられなかった。